3. 需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築

農業者の所得を高め経営を安定化させていくためには、農産物の生産・販売といった取組に加え、農産物の加工、販売等の６次産業化による高付加価値化の取組が重要となっている。

我が国の農林漁業の生産額は 11.3 兆円であるが、食品製造業、外食産業等の食品産業を含めた農業・食料関連産業の規模は 95.3 兆円であり、６次産業化等により、その中からできるだけ多くを地域に引き込むことが課題である。

そのためには、農林水産業・農山漁村サイドが、食品産業をはじめとする異業種との新たな結合により、その価値を大きく高めながら、消費者についないでいく（６次産業化を通じた生産から消費までのバリューチェーンの構築）ことが必要である。

また、６次産業化の推進、輸出拡大、消費拡大、生産コスト低減等の多くの課題の解決には、新たな品種や技術による「強み」のある農畜産物づくりが必要不可欠である。このため、我が国の「強み」である技術力を活かした新たな品種や技術の開発・普及を進め、併せて知的財産を総合的に活用することにより、品質やブランド力など「強み」のある農畜産物を実需者等と連携して日本各地に続々と生み出していく。

重点事項6：6次産業化の推進

（１）目標

６次産業化の市場規模を 2020 年までに 10 兆円に拡大する。

（２）具体的施策

① A-FIVE の本格展開等による６次産業化の推進

・ 平成 25 年度中に全都道府県をカバーする約 50 のサブファンドを設立。農林漁業者と多様な事業者による６次産業化合弁事業体に対して出資し、６次産業化の事業拡大、さらなる経営発展を支援（平成 25 年 11 月時点で６件の出資案件）。

・ 多様な異業種との連携の核となり新たな６次産業化ビジネスを創出する人材を育成、確保。

・ ６次産業化に取り組む農林漁業者等の経営の発展段階に応じ、６次産業化プランナーによる経営指導、新商品開発・販路開拓やそのために必要な機械・施設整備への補助、融資、出資等により支援。

② 医福食農連携の推進

（重点事項５（２）①を再掲）

③ 機能性の高い食品の市場環境整備

（重点事項５（２）②を再掲）

④ 異分野との融合等による新産業の創出に向けた研究開発

・ 平成 25 年８月に策定、公表した「異分野融合研究の推進について」において、新たな育種技術、ＩＣＴ、ロボット技術等の活用による農林水産業の強化の方向性を規定。

・ 医薬や理工などの異分野との連携が有効な研究を推進する事業を実施し、平成 30 年度までに、研究課題の 80%以上で事業化が有望な研究成果を創出。

⑤ 都市と農山漁村の共生・対流、都市農業の推進

・ 福祉・教育・観光・まちづくりと連携した都市と農山漁村の共生・対流、都市農業の振興等を推進するため、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」及び「『農』のある暮らしづくり交付金」を活用し、重点対策として４つの各省連携プロジェクトを実施（重点事項 10 と連携）。

・ 都市農業・都市農地の果たす多彩で新鮮な農産物の供給、緑や農業体験の場の提供、都市における防災空間の確保等の多様な役割を踏まえ、都市農業の振興及び都市農地の保全への取組を推進。

・　酪農教育ファームの取組の紹介・普及や、馬とのふれあい等による、畜産と福祉・医療・観光との連携の推進。

⑥　新たな国内ニーズに即した農林水産物・食品の生産・開発・普及

（重点事項５（２）③を再掲）

重点事項6：6次産業化の推進(1)
A－FIVEの本格展開

ポイント

1　農林漁業成長産業化ファンド（A－FIVE）の本格展開などにより、医福食農連携など農林漁業者と多様な事業者との連携の下で、6次産業化を推進。
2　6次産業化の市場規模を2020年までに10兆円に拡大するため、農林漁業者と様々な事業者のネットワーク化を通じた連携促進による成功モデルの構築を重点的に推進。

◆目指す姿：6次産業化を通じた農業・農村の所得増大

① １、２、３次産業の連携によるバリューチェーンの構築を通じた農林水産物・食品の付加価値向上。
② 6次産業化の市場規模を2020年までに10兆円に拡大。

◆具体的な取組：農林漁業者と様々な事業者の連携による6次産業化の取組を支援

A－FIVEの本格展開

全国でサブファンドを設立

11月現在で、
34のサブファンドへの
出資を決定

今年度中に全国で
約50のサブファンドを設立

農林漁業者と多様な事業者による6次産業化合弁事業体の組成

ファンドを活用した戦略的提携

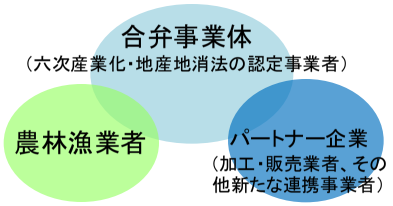

（取組事例　A－FIVE出資案件）
- 地元産ぶどうのワイナリープロジェクト
- 植木・盆栽グローバルプロジェクト
- 沖縄車えび周年販売プロジェクト
- うなぎ再養殖・加工販売プロジェクト

多様な異業種との連携促進

異業種とのネットワーク化の推進

- 地域で6次産業化の取組の核となる人材確保支援
- 農林漁業者と多様な事業者による連携ネットワークの形成支援

ネットワークの下での新商品開発、販路開拓の取組支援

【経産省との連携】
経産省による商工業者に対する農林漁業者との連携促進（農商工連携）の取組と一体的に6次産業化を推進。

3　需要と供給をつなぐ
バリューチェーンの構築

重点事項6：6次産業化の推進（2）
異分野融合研究

ポイント

1. 本年8月に策定、公表した「異分野融合研究の推進について」（戦略）において、新たな育種技術、ICT、ロボット技術等の活用による農林水産業の強化の方向性を規定
2. 医薬や理工などの異分野との連携が有効な研究を実施し、平成30年度までに、研究課題の80%以上で事業化が有望な研究成果を創出

目指す姿：異分野との融合研究の推進により、技術革新を実現

○機能性、アレルゲンフリー食品の開発やＩＣＴ、ロボット技術による高労働効率システムの開発等の異分野融合研究の推進により、平成30年度までに研究課題の80%以上で事業化が有望な研究成果を創出

具体的な取組：研究プラットフォームに異分野を含む研究勢力が結集し、共同研究

異分野融合研究プラットフォームの構築

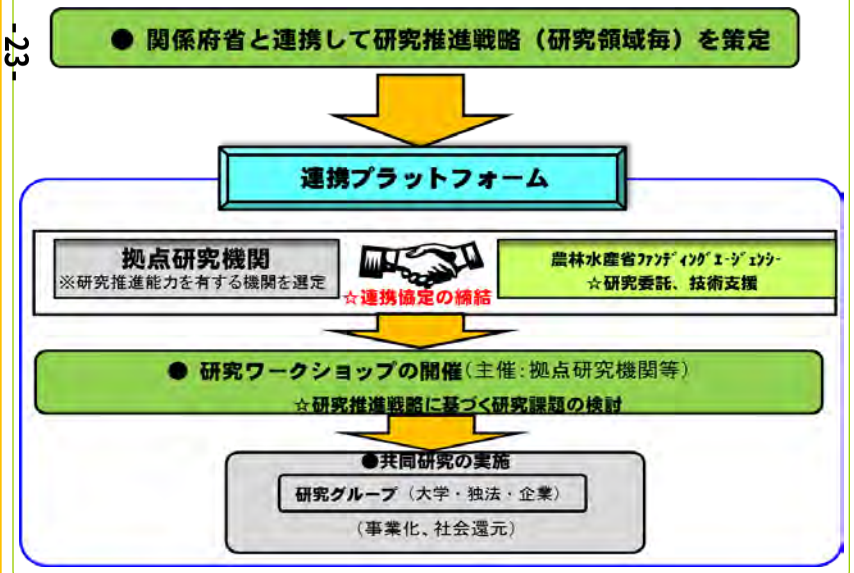

異分野融合研究の推進例（医農連携のイメージ）

目的：健康寿命の延伸、医療費の削減に寄与する健全な食生活の実現。機能性をブランドとした農林水産物・食品の国内消費量の拡大。生活習慣病が深刻化している海外市場に日本産健康食品の輸出を拡大。
バランスのとれた食生活の推進及びアレルギー食品による事故防止。

効果：生産現場や産業界のニーズに即した重要研究分野の選択と研究開発資金の集中により、研究投資で国際競争力を維持、強化。

【関係府省との連携】
「異分野融合研究の推進について」（戦略）策定に、内閣府、総務省、厚労省、文科省及び、経産省が参画。異分野融合研究の具体的な推進に当たっては、プラットフォームを関係機関の意見交換の場としているところ。

重点事項7:地域資源を活かす再生可能エネルギーの活用

（１）目標

① 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を平成 30 年度に全国 100 地区実現する。

② 2018 年までに全国で約 100 地区でバイオマス産業都市を構築する。

③ 農業水利施設を活用した小水力発電について、平成 28 年度までに全国約 1,000 地点で導入可能性の検討を実施し、施設の維持管理費の低減等を実現する。

（２）具体的施策

① 農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギーの導入促進

・ 平成 25 年 11 月に成立した「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）」の適切な運用等を通じ、優良農地等の確保を図りつつ、発電の利益等を活用しながら地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を併せて行う再生可能エネルギー発電を促進することにより、農山漁村の活性化を図る。

② バイオマス産業都市の構築に向けた支援

・ 平成 25 年 11 月末からバイオマス産業都市の第２次募集を実施。７府省連携により構想実現を支援（７府省：内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）。

・ バイオマス産業都市を目指す地域の計画づくりや計画に位置付けられたプロジェクトの推進に必要な施設整備を支援。

・ エネルギー対策特別会計を活用し、農山漁村への再生可能エネルギーの導入を推進。

③ 木質バイオマスの活用

・ 未利用木質資源の利用を促進するための熱供給施設等の木質バイオマス利活用施設の整備への支援。

④ 小水力発電の導入促進

・ 河川法に係る協議手続の簡素化、期間の短縮化、電気事業法に係るダム主任技術者の選任基準の緩和。（国土交通省、経済産業省）

・ 小水力発電施設の整備に係る適地選定、調査設計、各種法令に基づく協議等の取組を支援。

・ 小水力発電施設の導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修会や専門

技術者派遣による現地指導等の取組を支援。

⑤　食品リサイクルによるバイオマスの活用

・　環境省と共同開催の「食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会」における論点整理を踏まえた食品廃棄物のエネルギー利用等を推進する枠組みの検討。
・　リサイクルが低迷している川下のリサイクルを推進する観点から、分別の粗い食品廃棄物でも利用可能なバイオガス化を推進。
・　食品循環資源のメタン化による地域分散型エネルギーの創出とそれに伴う消化液、余熱等の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品リサイクルループを推進。

重点事項7：地域資源を活かす再生可能エネルギーの活用（1）
農山漁村再生可能エネルギー法

ポイント

- **農山漁村においてバイオマスや水などの地域資源を活用した再生可能エネルギー発電の導入を促進することは、地域の活性化につながる取組として重要。**
- **一方、農山漁村における再生可能エネルギー発電は、農林漁業の健全な発展に必要な農林地等を確保しつつ、市町村や農林漁業者等の関係者の密接な連携の下に、地域の活力の向上や持続的発展を図りながら促進される必要。**
- **このため、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」（農山漁村再生可能エネルギー法案）を臨時国会に提出し、11月15日に成立、11月22日公布。**

◆目指す姿：再生可能エネルギーの活用による農山漁村の活性化

- **再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を平成30年度に全国100地区実現**

1．基本理念

① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。

② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2．農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度

- 再エネの導入による地域の活性化
- 農林漁業の健全な発展に資する取組
- 農林漁業との土地利用の調整

等について協議

協議会

市町村／地域住民、学識経験者等／設備整備者／農林漁業者・団体

基本方針（国）

- 農林漁業との調和
- 農林地等の適切な利用調整

等の方針

基本計画（市町村）

- 農林漁業と調和した再エネ発電による農山漁村の活性化に関する方針
- 再エネ発電設備の整備を促進する区域
- 農林地の効率的利用の確保
- 農林漁業の健全な発展に資する取組　等

同意

農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法

国・都道府県

（各個別法の本来の許可権者が各個別法の許可基準で判断）

認定

設備整備計画（設備整備者）

- 発電設備の整備の内容
- 農林漁業の健全な発展に資する取組
- これらに必要な資金の額及び調達の方法

3．認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

(1) 農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法の許可又は届出の手続のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）。

(2) 再エネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化等を併せて図るために行う、市町村による所有権移転等促進事業（計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理）。

4．その他

① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助

② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

重点事項7：地域資源を活かす再生可能エネルギーの活用（2）
バイオマスの活用促進

ポイント

1 地域のバイオマスを活用した産業化と再生可能エネルギーの創出を目指すバイオマス産業都市の構築を推進。
2 食品廃棄物のバイオガス化や、余熱等の未利用資源の積極的活用による「新たな食品リサイクルシステム」を構築。

◆目指す姿：バイオマスを活用した地域循環産業創出と地域活性化

① 2018年までに全国で約100地区でバイオマス産業都市を構築
② 食品廃棄物等を活用した再生可能エネルギーの創出と農産物の高付加価値化

◆具体的な取組：バイオマス産業都市の構築を推進、新たな食品リサイクルシステム構築を推進

バイオマス産業都市の構築

・地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを推進
・原料調達から利活用まで経済性が確保されたシステムを構築

新たな食品リサイクルシステムの構築

・分別の粗い食品廃棄物でも利用可能なリサイクル手法としてのバイオガス化を推進
・余熱等、これまで利用が図られていない資源の積極的活用等

【7府省の連携】 7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が共同で地域を選定し施策のマッチング等により連携支援。特に、食品リサイクルについては、廃棄物行政を所管する環境省と連携し、新たな食品リサイクル・ループの構築を推進。

重点事項7：地域資源を活かす再生可能エネルギーの活用（3）
小水力発電の導入促進

ポイント

1　農業水利施設を活用した小水力発電等の導入に向け、平成28年度までに全国約1,000地点で導入可能性の検討を実施。
2　導入の促進のため、規制緩和による水利権許可手続き等の簡素化・迅速化や、発電施設の設置・運営のための土地改良区等の技術力向上のための支援を強化。

◆目指す姿：農業水利施設を活用した小水力発電等の導入

平成28年度までに全国約1,000地点で導入可能性の検討を実施し、以下を実現。
①農業水利施設の維持管理費の低減（農村地域の活性化に貢献）
②地域資源を活用したエネルギー供給の実現（自立・分散型エネルギーシステムへの移行）

具体的な取組：規制緩和、技術支援による小水力発電の導入促進

規制緩和

「規制改革実施計画（H25.6.14閣議決定）」

水利権許可手続きの簡素化・迅速化（国土交通省）

・発電水利権の許可手続の簡素化・迅速化が図られるよう検討
（平成25年度結論を得る予定）
なお、従属発電については、河川法改正により登録制度が創設され、水利権取得までの期間が大幅短縮（5ケ月→1ケ月）。

ダム水路主任技術者の選任基準の緩和（経済産業省）

土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合選任を不要とすべく検討。（平成25年度結論を得る予定）

技術支援

調査設計等への支援（農林水産省）

①適地選定・調査設計への支援
小水力等発電施設の整備に係る適地選定、調査設計、河川法協議の資料作成等に係る取組への支援。
②発電施設導入に係る土地改良区等の技術力向上のための支援
土地改良区等の技術力向上のための研修会や専門技術者派遣による現地指導等。

小水力発電の導入促進

導入可能性の検討

平成25年度までに約900地点において導入可能性の検討を実施

農業用ダム

農業用用水路

頭首工

発電施設設置・運営

小水力発電施設の設置・運営により農業水利施設の維持管理費を低減

ダムを活用した事例

用水路を活用した事例